

E i w a N e w s

平成29年度税制改正案の概要

平成29年1月
(No. 138)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月8日に平成29年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、平成29年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 所得税

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

いわゆる「103万円の壁」に対処するため、配偶者控除及び配偶者特別控除について見直しが行われます。

この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除(70歳以上)	38万円以下	48万円	32万円	16万円
(70歳未満)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	85万円以下	38万円	26万円	13万円
	90万円以下	36万円	24万円	12万円
	95万円以下	31万円	21万円	11万円
	100万円以下	26万円	18万円	9万円
	105万円以下	21万円	14万円	7万円
	110万円以下	16万円	11万円	6万円
	115万円以下	11万円	8万円	4万円
	120万円以下	6万円	4万円	2万円
123万円以下	3万円	2万円	1万円	

(2) 医療費控除及びセルフメディケーション税制

医療費控除及びセルフメディケーション税制については、医療費又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示が要件とされていましたが、医療費又は医薬品購入費の明細書の添付に変更されます。

この改正は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用されます。なお、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の領収書の添付又は提示によることも認められます。

[2] 法人税

(1) 中小法人に係る軽減税率の特例

中小法人の平成29年4月1日以後に開始する事業年度の所得（年800万円以下）に対する法人税の軽減税率の特例が2年延長されます。

区 分		現 行	改 正 案	
		H28.4.1～ H29.3.31	H29.4.1～ H30.3.31	H30.4.1～ H31.3.31
普通法人		23.4%	23.4%	23.2%
中小法人	所得金額 年800万円以下	15%	15% (2年延長)	
	800万円超	23.4%	23.4%	23.2%

(2) 中小企業向けの各租税特別措置の適用停止

中小企業の平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度については、各租税特別措置の適用が停止されます。

- ・ 中小法人の法人税の軽減税率の特例（年800万円以下 15%）
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額（30万円未満）の損金算入の特例
- ・ 所得拡大促進税制（税額控除の上限等） など

この改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

[3] 相続税

(1) 取引相場のない株式の評価の見直し

類似業種比準方式について、以下の見直しが行われます。

- ・ 類似業種の上場会社の株価について、課税時期の属する月以前2年間平均が加えられます。
- ・ 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額に連結決算が反映されます。
- ・ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重が、1：1：1とされます。

評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されます。

この改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

(2) 評価・判定基準の見直し

広大地の評価

現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づく評価方法に変更されるとともに、適用要件が明確化されます。

株式保有特定会社の判定基準

株式保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債が加えられます。

この改正は、平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。